

第3. 常用化促進事業

日雇労働の不安定きわまりない生活は、これを常用定職化させることによって、正常になるのだが、この地域の労働者には、これが特にむずかしい。日雇の一面の気まぐれな自由な生活から抜け出しにくいという精神的なものを除くと、常用化の第一の障害は、住所の問題と、保証人の問題である。現在、直行的に日雇で働いている事業所で常用化される場合にはその困難性は余りないが、新たな定職を求めてということになると。そう簡単にはいかない。気心の知れた労働者の場合には職員が個人的に保証人になってあげる場合もある。第2の障害は、経済的な問題である。日雇から常用になるということは、賃金の支払が日払から月給になるということであり、一定の資金の蓄えが出来てからであれば別だが、まずそのつなぎ資金に困るということである。このほか、一定の住居に住みかえたり、多少の身なりをととのえるにしても、まとまった資金が必要である。

この常用化にあたっての経済的な問題を打開するために行っているのが、「常用化援助金」の支給と、「常用化支度貸付金」の貸与である。前者は常用お祝いに5,000円をおくり、後者は10,000円を無利子10ヶ月払いで貸す制度で、昭和38年10月より実施している。これが設けられた当時は日雇の賃金が1,100円であったので、常用化促進に一定の役割を果たして、39年には44件を数えた。しかし、その後、物価が上り、賃金が上ってゆく中で、この常用化の金額は据置かれたまゝであったので、利用価値はそれだけに低下しており、今では僅か3日分の賃金にしか当たらない。

本年度は常用化援助金の支給が14件、常用化貸付金が1件である。援助金の支給の殆んどが、大阪府労働部が実施している、地区労働者の技能講習により一定の技能を身につけ常用就職した者へのものである。

一方、日雇労働者の常用雇用を推進するため、雇用事業所に対して雇用奨励金の給付を昭和41年度より実施している。本年度は一件であった。

地域の労働者の雇用と生活の安定のために、常用化の促進は一層求められ

ており、これを効果的に行うためには、現在の制度と金額をもう一度見なおしてみる必要があるようである。



第4. 「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」の主旨および求人事業所の登録制。

1. 事業所登録の意義

昭和51年10月1日から施行された「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」は、土木建築等の建設事業に従事する労働者についてその雇用の改善、能力の開発及び向上並びに福祉の増進を図るための措置を講ずることにより、その雇用の安定に資することを目的として作られたものである。

あいりん地区の労働者の多くは、建設事業に就労しており、この法の主旨実現は、積年の願望であり、当財団法人西成労働福祉センターが設立された趣旨もこのことに外ならない。

昭和37年10月当センターが設立されて以来、地区労働者の就労関係を正常化し、雇用の安定を図り、もって労働者の生活の向上に資するため努力を続けてきたところであり、これらは、45年10月のあいりん労働福祉センターの建設により大きな前進をみたと云える。

この法律では、

- (1) 労働者の募集、雇入れ、配置に関することをはじめ、社会保険や賃金台帳、労働者名簿など雇用管理に関する事項を担当する雇用管理責任者の選任。
- (2) 労働者を雇い入れたときは、その労働者に雇用期間や従事すべき業務の内容等を記入した雇入通知書の交付。
- (3) 元方事業主の下請事業所に係る雇用管理の把握。
- (4) 特定の地域（大阪では西成区）において通常通勤できる現場で働く建設労働者を直接募集させようとする場合の公共職安への「建設労働者募集届」の義務、および「建設労働者募集従事者証」の交付。
- (5) 建設労働者の技能の向上及び福祉の増進を図るために事業主が行う建設雇用改善事業への政府の助成。

などが定められており、当あいりん地区を含む西成区は、(4)で云う特定の

区域、すなわち建設労働者の募集の適正化を図るため、特に必要がある区域として認められている。

したがって、センターで求人のあっせんを受けない事業所は、あいりん労働公共職業安定所に「募集届」を提出し、前記の「従事者証」を受けることになっているが、昭和53年3月末でわずか45事業所が届出したにすぎない現状である。

この法律の目的および当センターの設立主旨を達成するうえからも、雇入通知書の交付等、雇用改善に係る諸方策が完全に講じられなければならないところである。

このような諸方策の実現についての指導及び積極的な啓発に資するため、当センターでは、センターを利用する求人事業所の登録制を51年11月から実施しているものである。

2. 登録の概況

昭和51年度末現在におけるセンターに登録した求人事業所の数は、370であったが、52年度では537事業所が届出をし、合計では907事業所となった。

しかしながら、52年度中において、センター寄場を利用して求人活動をした事業所は、日雇、期間雇用、常用を含めて1,499事業所であるので、これらからみると未だ60.5%の割合である。

登録事業所を所在地別に分布すると、下表に示すとおり、大阪市内の271件をトップに以下大阪府下、兵庫県、京都府と続き、この3府県で全体の82.2%を占めている。そのあとは、奈良、滋賀、和歌山、三重で、これら近畿2府5県で93.5%の848件となっている。

近畿以外では59事業所のうち愛知県が大半の41件を占めている。

又、これらの事業所を業種別に区分すると、907のうち807が建設業関係事業所であり、運輸45、製造その他は55と極めて少い。

雇用形態別では、日雇現金関係が236、期間雇用関係が671と $\frac{2}{3}$ 以上

が期間雇用である。

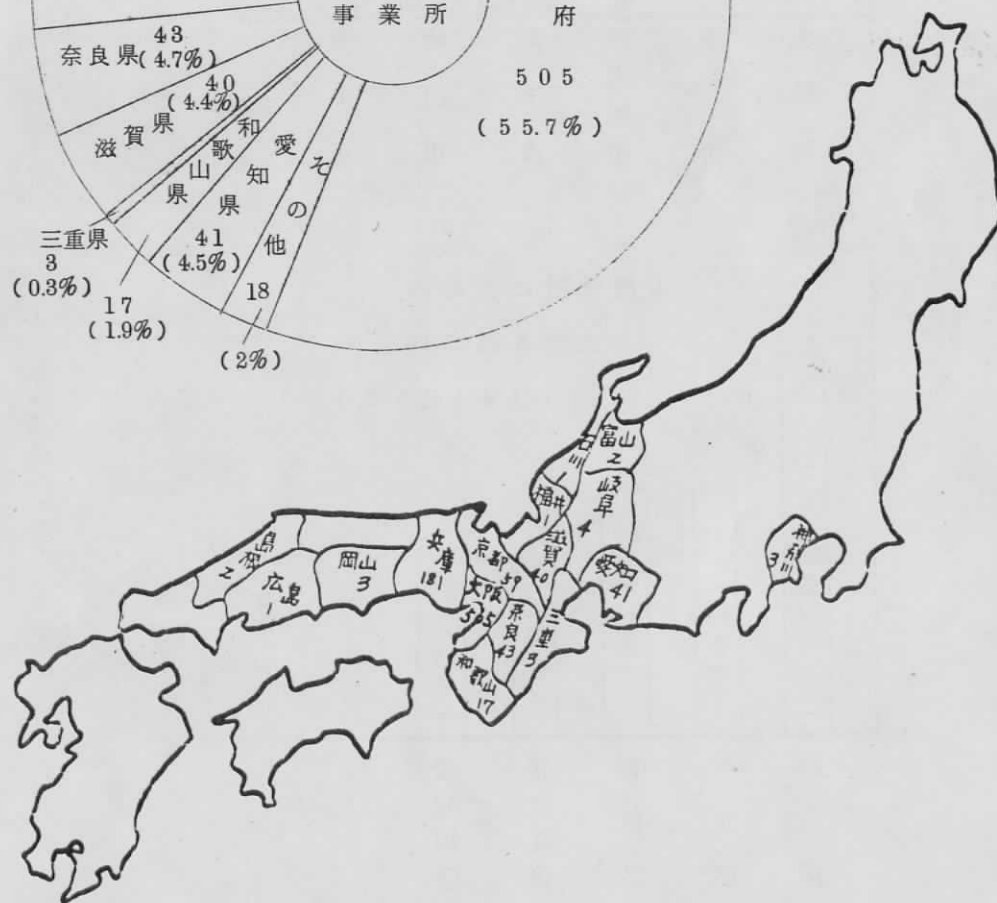
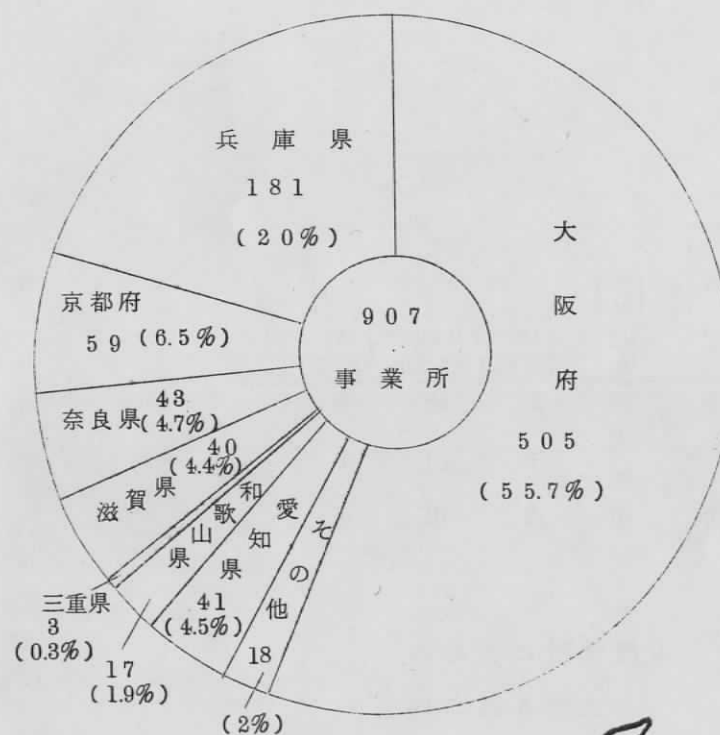
なお、大阪府内の登録事業所 505 のうち雇用保険に加入しているところは、191 件と非常に低い値を示していた。

3. 今後の課題

「建労法」の趣旨にのっとり、就労の正常化を促進するうえからも、関係事業所の登録を励行させ、「雇入通知書」の交付や、雇用保険、日雇健保の加入促進のため啓蒙を強力に進める必要がある。



(表1) センター登録事業所数・各府県別割合

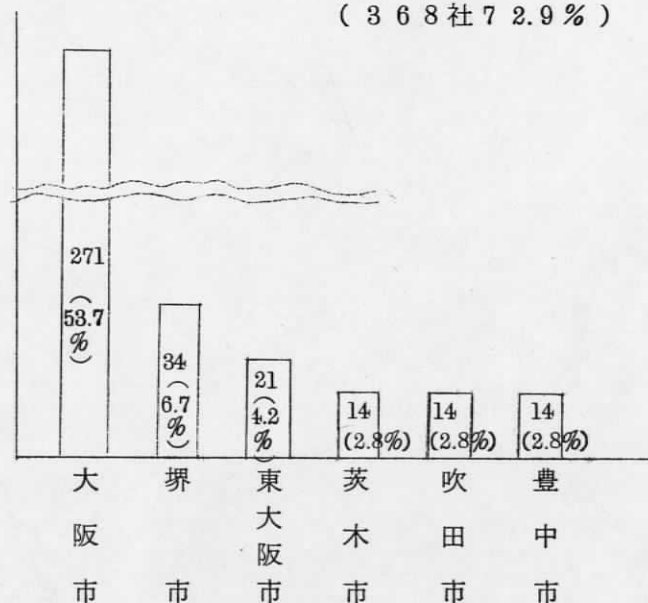


(表2)

府統計に占める

上位6市の割合

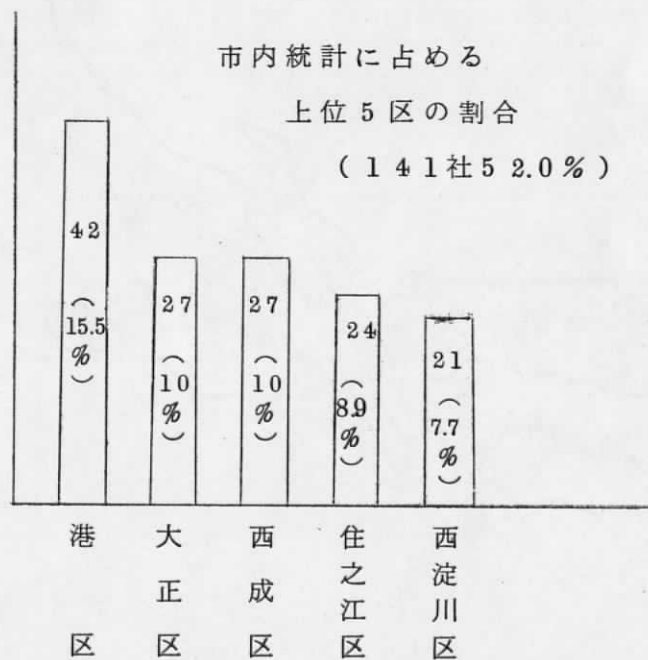
(368社72.9%)



市内統計に占める

上位5区の割合

(141社52.0%)



第5 就労正常化の事業

昭和52年度 就労正常化促進週間の設置について

財団法人西成労働福祉センター

1. 経 過

当西成労働福祉センターは、昭和37年10月に設立されて以来、あいりん地区労働者の就労関係を正常化し、雇用の安定をはかるために鋭意努力を重ねてきたところであり、昭和45年10月にあいりん労働福祉センターの建設をみて、さらに大きく前進した。

当センターは、現在相対方式（相互選択方式）という方法により紹介を行っているが、求人の申込により当センターが発行するプラカードを掲示していなければ、直接募集との区別がつけにくい事実、および無届求人者への対策等については、かねてから苦慮しているところである。

2. 現 状

51年10月の「建労法」の施行に伴い、その基本的な課題である雇用関係の明確化をはかるため、同年11月より事業所の登録制を実施しているが依然として無届求人や、プラカードなしでの求人があとをたたない現状である。

3. 目 的

前期の経過および現状から下記のとおり「就労正常化促進週間」を設定して、センター寄場での就労あっせんの正常化をより一層推進する。

4. 要 領

(イ) 名 称 「就労正常化促進週間」

(ロ) 期 間 11月から3月末日までの間に毎月適当な時期を設定し
連続した5日～10日間の早朝時
(5.30～8.30)

(ハ) 体 制 現行の早出職員5名の他に5名を配置する。

(二) チーム 1班3名の班を2班編成し、センター寄場の南部および北部をそれぞれ担当し、求人中の事業所を指導する。

(ホ) 重点実施事項

1. 求人事業所としての(1)登録(2)求人の申込(3)プラカードの掲示(4)雇入通知書の交付
2. その他



就労正常化指導を行う職員

1. 就労正常化促進週間の設定

51年10月の「建労法」の施行后、1年を経過した時点で、別掲の様な趣旨のもとに「就労正常化促進週間」を設定、年度末までに3回実施した。

結果は次のとおりである。

(1) 概 況

第1回(11月28日～2月2日)、第2回(1月30日～2月3日)第3回(2月27日～3月3日)の「週間」中、就労正常化のための指導をおこなった事業所は、延1,021事業所、実事業所にして307事業所となった。1日平均68事業所で、これはセンター寄場に求人に来ている事業所の半分程度にしかない。これは、出入りの激しい広い寄場で、指導班が2チームしか作れなかったためによるものである。

「週間」設定時の求人の動向は、指導内容にも少なからぬ影響を与えた。とりわけ、有効プラカードの掲示率は求人状況に大きく左右された。

この「週間」中の求人状況は、第1回目が延11,634人、と一番多く、第2回は、最少の7,982人、第3回は10,880人であった。これを反映して、指導事業所数も、第1回は延393事業所、第2回259事業所、第3回、369事業所と、40%の増減をみせた。

(2) 事業所登録

307事業所中、センターに求人事業所として登録していた事業所は63%の192事業所で、未登録は27%の83事業所、残りの10%、は不明であった。

未登録事業所の大半は、期間雇用(飯場)関係の求人事業所で、年度末の第3回「週間」では未登録事業所44の中、37事業所(84%)が、期間雇用関係であった。不明求人事業所の多くは、期間雇用関係の車で、回を重ねるごとに少くなっている。

この「週間」中、登録をした事業所は48事業所で、登録指導も一定の成

果をみた。

(3) 求 人 申 込

センターへの求人申込の届出状況も、その時どきの求人の多少に大きく左右される。

厳冬期で求人の少かった第2回「週間」は、届出は34%にとどまり、指導後も55%に達しただけである。

しかし、第3回「週間」になると、年度末の求人増を反映して、指導の効果も表われやすくなり、指導後の届出は71%に達し、最終日には87%までになって、登録現金求人事業所のほとんどが申込をするまでに改善された。

(4) 求人プラカード

センターの紹介方法が相対方式をとっている以上、センター発行のプラカードの掲示は求人者が守らねばならない最低の義務で、労働者はこの掲示されたプラカードによって就労先を選択してゆく。したがって、今回の正常化のとりくみの中でも、プラカードの掲示は重点指導項目として力を注いだ。

有効プラカード掲示の指導前の状況は、3回の「週間」を通して、50%を下回っており、求人の少かった第2回は28%の低い掲示率にもなった。しかし、求人が増えて売手市場となった第3回「週間」には、最終日にもなると76%の高率となり、プラカード掲示率が求人数と無関係でないことを示した。

指導の結果、プラカードの掲示率は86%までに高められた。残りは、期間雇用関係の未登録事業所の求人で、その場で改善し得ないものであった。現金関係の求人事業所は、指導によって、一定の改善がおこなわれる見通しがついた。

(5) 雇 入 通 知 書

雇用関係を明確化する「雇入通知書」の交付は、まだ殆どどの事業所がおこなっておらず、皆無に等しかった。指導も、今回は十分に手が回らず、「週間」中85件にとどまり、また、指導の成果もほとんどみられなかった。

これは、まだ、「雇入通知書」が雇用主にも、労働者にも、十分に知れわ

たっていないことと、求人者が事務の繁雑さを避けていることによるものと思われる。

(6) 今 后 の 課 題

就労正常化を促進するためのこの3回の「週間」のとりくみは、寄場を常時利用する現金求人の事務所のほとんどが登録を終え、プラカードの掲示においても、一定の改善がなされるなど、指導があれば大きく前進することを明らかにした。

今後の課題は、この様な指導が日常的に出来る体制を作ってゆき、求人者が、きめられたことを自主的に守ってゆける様にしてゆくことであろう。



昭和53年11月28日～12月2日 就労正常化促進週間

西成労働福祉センター寄場利用（早朝時）求人業者 調査・指導状況

月 日	対 象		求人事業所		求人申込		求人プラカード				指 導			
	求人 事業所数	求人 車両数	登 録	未登録	済	未	センター プラカード (有効)	センター プラカード (期限切れ)	画用紙	掲示なし	事業所 登 録	求人申込	求人 プラカード	雇 入 通知書
11月 28日(月)	55	63	35	14 不明 6	26	29	16	2	16	21	14	30	26	0
29日(火)	77	92	51	22 不明 4	23 ↳46	54 ↳31	19	3	25	30	20	65	54	7
30日(水)	74	85	42	21 不明 11	35 ↳42	39 ↳32	36	0	12	26	21	21	29	0
12月 1日(木)	91	112	71	10 不明 10	40 ↳60	51 ↳31	47 ↳71	7 ↳0	25 ↳10	12 ↳10	10	41	47	0
2日(金)	96	102	74	15 不明 7	45 ↳71	51 ↳25	40 ↳69	20 ↳0	13 ↳7	23 ↳20	15	34	33	0
(延) 合 計	393	454	273	82 不明 38	169 ↳245	224 ↳148	158 ↳211	32 ↳5	91 ↳70	112 ↳107	80	191	189	7

昭和53年1月30日～2月3日 就労正常化促進週間

西成労働福祉センター寄場利用（早朝時）求人業者 調査・指導状況

月 日	対 象		求人事業所		求人申込		求人プラカード				指 導			
	求人 事業所数	求人 車両数	登 録	未登録	済	未	センター プラカード (有効)	センター プラカード (期限切れ)	画用紙	掲示なし	事業所 登 録	求人申込	求人 プラカード	雇 入 通知書
1月 30日(月)	40	44	21	14 不明 5	8 ↳14	32 ↳26	6 ↳13	0	23 ↳16	11 ↳11	19	32	34	2
31日(火)	45	41	26	16 不明 3	15 ↳23	30 ↳22	11 ↳18	0	17 ↳16	17 ↳11	19	30	34	2
2月 1日(水)	49	61	35	11 不明 3	10 ↳19	39 ↳30	8 ↳18	10 ↳6	9 ↳9	22 ↳16	14	39	41	0
2日(木)	62	72	49	9 不明 4	29 ↳47	33 ↳15	27 ↳46	10 ↳2	9 ↳5	16 ↳9	13	33	35	4
3日(金)	63	77	45	13 不明 5	27 ↳40	36 ↳23	20 ↳35	6 ↳0	19 ↳12	18 ↳16	18	36	43	2
(延) 合 計	259	295	176	63 不明 20	89 ↳143	170 ↳116	72 ↳130	26 ↳8	77 ↳58	84 ↳63	83	170	187	10

求人事業所実数 149事業所 登録事業所 88事業所 不明 18

昭和53年2月27日～3月3日 就労正常化促進週間
西成労働福祉センター寄場利用（早朝時）求人業者 調査・指導状況

月 日	対 象		求 人 事 業 所		求 人 申 込		求 人 プ ラ カ ー ド				指		導	
	求 人 事 業 所 数	求 人 車 両 数	登 録	未 登 録	済	未	センタ- プラカード (有効)	センタ- プラカード (期限切れ)	画用紙	掲示なし	事業所 登 録	求人申込	求人 プラカード	雇 入 通知書
2月 27日(月)	61	79	49	11 不明 1	27 → 36	34 → 25	23 → 35	3 → 0	17 → 10	18 → 16	12	39	39	12
28日(火)	77	88	60	15 不明 2	27 → 35	50 → 42	23 → 35	2 → 1	29 → 19	23 → 22	17	50	54	17
3月 1日(水)	60	71	51	9	14 → 52	46 → 8	13 → 52	28 → 0	13 → 5	6 → 3	9	46	47	9
2日(木)	81	96	69	11 不明 1	51 → 60	30 → 21	51 → 60	5 → 0	21 → 17	4 → 4	12	30	30	12
3日(金)	90	111	72	14 不明 4	69 → 78	21 → 12	68 → 77	3 → 0	12 → 7	7 → 6	18	21	21	18
(延) 合 計	369	445	301	60 不明 8	188 → 261	181 → 108	178 → 259	41 → 1	92 → 58	58 → 51	68	186	191	68

求人事業所実数 178事業所 (登録118 未登録44 不明11事業所)

2. 無届求人指導日の設定

(1) 経 過

前述の通り現金求人事業所については、早朝時就労正常化促進週間の実施により一定の成果をおさめたが、早朝8時以降センター寄場を利用する期間雇用関係の求人事業所については無届求人指導日を設け、毎週金曜日の午前11時から正午までの1時間、各種の指導を行った。

これは、10名の特別チームを編成し、寄場内で求人中の事業所を指導するもので、早朝時では徹底できない期間雇用の就労正常化を図る目的である。

(2) 概 況

52年度においては、9月9日より23回にわたり実施し、その間指導した求人車輛は、649台を数え、1回平均では28.2台となっている。

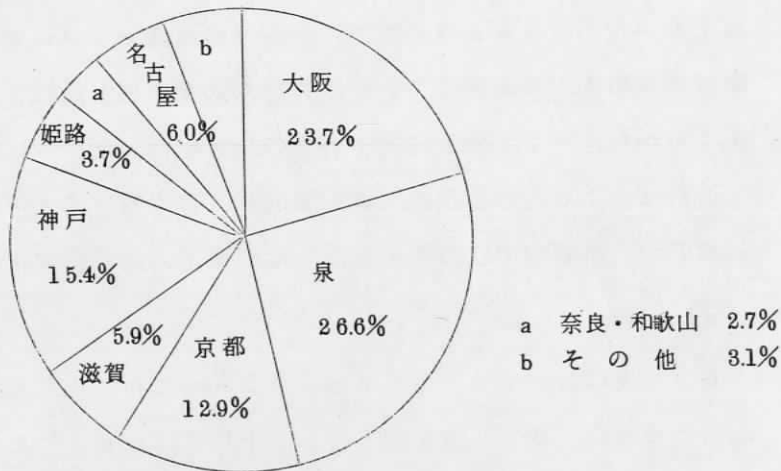
車輛のプレート別の内訳は、大阪府50.3%、兵庫県19.1%、京都府12.9%の順となっていたが、愛知ナンバーの車輛が6.0%を占め、又その他近畿圏外のものが3.1%となっていることは、このあいりん地区の労働力が如何に多方面の需要を充足しているかを示すものであろう。

また「大阪」や「泉」ナンバーの車輛が、他の地区の事業所の求人活動をしていたり、一車輛で複数の事業所の求人を行っている例もあった。

延579事業所について指導したが、一日当りの件数は10月23日の4件が最低で、最高は3月17日の49件とかなりの差があった。



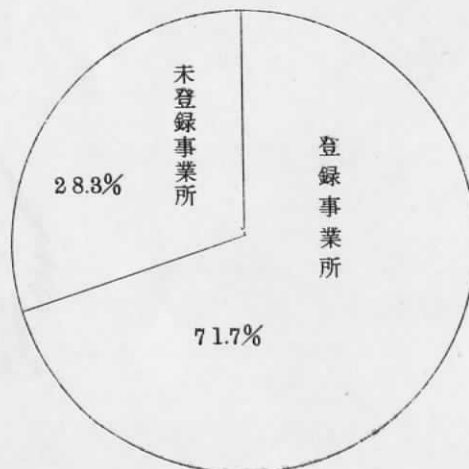
ナンバープレート別にみた求人車両所在地
(延総台数 649 車)



(3) 登 録

無届求人者の指導ということで登録指導は重点的に取り組んだ。指導の当初僅か 10% 未満であったものが、第 7 回目の指導日現在では、平均 41.7% となっている。その後の従導の積み重ねにより 52 年度平均で 71.7%、3 月度平均では 85.4% まで改善された。

登 録 率
(延 579 事業所)

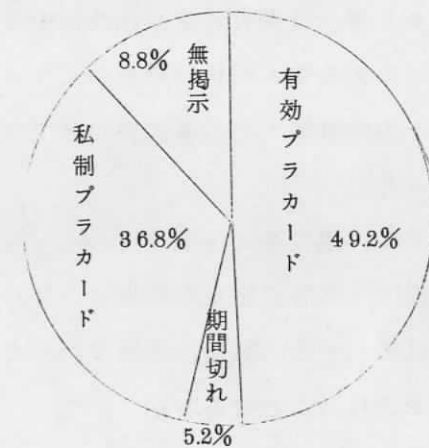


(4) 求人プラカード

プラカードの掲示については、第 7 回以降重点項目として取り組んできたが、求人状況活動の時期でも 50% 未満であり、不況時のそれは、30% に満たない状況であった。

センターの指導が定着し初めた 3 月度においても 60% を超えたにすぎず、依然として、私製プラカードがあとをたたず、年間平均では 40% 弱となった。これらの求人者に対しては、その場でセンターのプラカードを書いて渡し掲示をさせた。

プラカード掲示率 (有効総数 419 事業所)



(5) 今 後 の 課 題

登録指導は、寄場に常駐する事業所に対しては、ほぼ 100% の成果をみており、未登録のものは、新規の求人事業所であり、その都度指導につとめている。

プラカード掲示指導については、その場で書き換え交付する等の便宜も供与しているが、有効プラカードを所持しながら、私製のものを使用する傾向もあったので求人者の意向を入れ、プラカードの改善もおこなった。こうして、プラカードの掲示はある程度の前進はあったとはいえ、前述の通りまだまだ不十分で今後検討すべき課題を残している。

その他雇用保険印紙の貼付についての指導に対しては、若干の改善がなされたが、雇入通知書交付については殆んど成果を挙げ得なかった。

3. 求人開拓、事業所指導・調査

(1) 求人開拓

日雇・期間雇用といった不安定な形で雇用されている地区労働者にとって、その福祉の基本となるのは、仕事が保障されるということにはかならない。

不況による求人減は勿論のこと、梅雨期、年末・年始の求人減は、直接に地区労働者の生活を脅かすので、雇用を確保するための求人開拓についてはセンターとしても常に心を砕いているところである。

52年度の求人開拓の状況は別表のとおりである。

事業所訪問等、直接事業所の求人担当者と面接して、求人開拓勧奨をおこなったのが、540件、労働者の求職相談の中で、以前働いたことのある事業所などに、電話による求人開拓勧奨をおこなったのが1,605件、雨期対策や年末対策、その他事業所の指導にあわせてなど、文書によるものが、4,208件であった。

雨期や年始などは、建設業は作業がほとんどストップするので、建設労働者が大半を占める地区労働者の雇用の拡大は、きわめて難かしいものとなっている。しかもそれにかわる、製造、運輸業が、まだ不況から脱しきれてないことになるとなおさらのことである。

幸い今年度は、建設業の求人が好調であったことと、雨も少かったので、求人開拓の手応えはそれなりにあったと云える。

(2) 事業所指導

就労の正常化については、今年度はその促進をより一層はかるために訪問指導、寄場指導を強めた。

就労正常化促進週間を3回にわたって実施し、一方恒常的な無届求人指導日の設定もあわせて行い、一定の効果を生んだ。(別掲で詳述)

8月には、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」で義務づけられている、「雇入通知書の交付」の周知徹底のために文書による重点指導をおこなった。

12月には、地区労働者を雇用しておりながらセンターに未登録である事

業所に対して正常化のための文書指導をおこなった。

(3) 事業所調査

職業紹介の円滑化をはかるために、センター登録事業所の実態を把握し、あわせて、寄宿舍改善や労働条件の改善など、事業所指導の基礎資料を得るために、52年度に50社の訪問調査をおこなった。

調査の結果はやはり、建設業がかかえている諸問題を浮ぼりにさせた。

請負の実態もない、重層下請下の人夫供給業的事業所、雇入れ時の手配師の介在、雇用保険の未適用事業所、健康保険加入の低率、そして、相変らず悪い寄宿舍(飯場)の環境など、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」によって定められた、「建設労働者の雇用改善計画」の中で指摘されている実態がそこにあった。

就労の正常化、雇用の改善のための努力がより一層求められるゆえんがここにある。



事業所訪問調査を行う職員

昭和52年度 求人開拓・事業所指導状況表

項目 月	求人開拓状況			新規求人事業所数			事業所指導	新規登録事業所
	訪問等による 求人開拓勧奨	電話による 求人開拓勧奨	文書による 求人開拓勧奨	計	日	雇 期 間	計	
4	32件	86件	46件	164件	3件	29件	32件	78件
5	14	94	76	184	2	12	14	28
6	24	229	517	770	10	14	24	24
7	18	218	60	296	4	14	18	21
8	34	124	1,281	1,439	15	14	29	32
9	34	119	25	178	10	17	27	35
10	77	92	65	234	18	49	67	61
11	68	128	154	350	10	52	62	58
12	66	132	1,854	2,052	10	48	58	51
1	56	151	85	292	16	34	50	50
2	67	115	21	203	9	53	62	62
3	50	117	24	191	5	41	46	42
合計	540	1,605	4,208	6,353	112	377	489	537

第6. 労働相談の事業

昭和36年8月の第一次釜ヶ崎暴動の背景に、地区労働者の劣悪な労働環境があげられていた。就労時の手配師の介在、強制労働、賃金不払等、労働の場で、人間らしい取扱いをされないことへの不満がうっ積されていた。したがって、事件直後に発足したセンターの前身、府労働部西成分室も、いきおい、就労にともなうさまざまなトラブルの相談を受けざるをえなかった。西成労働福祉センターに業務が引き継がれると、これはさらに発展して、職業生活相談部の中で、地区労働者のよろず相談承り所となって受け継がれていった。

49年9月の機構改革で窓口業務の専門化がおこなわれ、労働相談係が設置されると、賃金未払、労働条件違反などの相談が、折からの不況も加わって急激な増加をみせた。それまで氷山の一角だけであったものが、その下の巨大な部分を顕在化してきたかのようであった。

労働相談をうけるにあたって、センターとしては次のことに留意している。ともすると、相談に来た労働者から、賃金取立屋、事件屋的にされがちなのを、基本的には、労働者自からが、自覚的に労働者としての諸権利を守ってゆく様に、あくまで援助をするという立場で処理をするということである。

したがって、契約途中無断で退職し、賃金の請求もしていないで、賃金をとってくれと云って来た場合には、退職の意思表示と賃金の請求を自からおこなわせるところから相談が始まる。

本来、労働に伴う諸問題については、基準行政や職安行政の所掌するところである。しかし、当地区の労働者の多くが、きわめて広域な就労先で、転々としながら仕事をしていることや、その生活基盤が脆弱なこともあって、行政として十分に対応しきれない面があるということである。ここにセンターの労働相談の事業の必要性和独自性があると云ってもよい。

昭和52年度の労働相談の概要は次の通りである。